

教育委員会定例会会議録

平成29年12月21日（木）

教育委員会定例会会議録

平成29年12月21日午後 3 時13分教育長神原聡が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所分庁舎 5階特別会議室に招集した教育委員会定例会（会議録別に作成）に引き続く非公開部分の会議の概要は、次のとおり。

①会議出席委員及び②会議出席事務局職員は定例会会議録記載のとおり。

午後 3 時13分開会

○神原教育長 次に、日程第 3 教委報告第30号平成30年度教育予算の重要事項についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育総務課長 日程第 3 教委報告第30号平成30年度教育予算の重要事項について、初めに教育総務課長よりご報告いたします。資料は 4 ページから 9 ページでございます。

平成30年度予算につきましては、現在作成を進めております。30年度から32年度までの 3 カ年を計画期間とする茅ヶ崎市総合計画及び教育基本計画それぞれの第 4 次実施計画の案に従いまして予算要求しているところでございます。おおむね査定も終了し、今後、理事者査定を経て、1 月下旬には市議会に提案する予算案を確定するものと考えております。

それでは、各課かいで予算要求している主な事業について、担当課かいより順次説明をいたします。

○教育施設課長 それでは、教育施設課所管の重要事項につきまして、教育施設課長よりご説明いたします。

先ず 1 の教育施設の整備の学校環境整備の充実といたしまして、小学校施設整備事業の中で、浜須賀小学校窓サッシ改修工のほか、小出小学校プール改修工事、松林小と小出小の電気設備改修工事などを予定しております。また、予防保全事業といたしましては、円蔵小学校西棟 2 階ひさしの防水工事を予定しております。中学校施設整備事業では、普通教室へのエアコンの設置、こちらはリース事業になります。それから、西浜中学校外壁改修工事、中島中学校放送設備改修工事などを予定しております。

○教育総務部長 続きまして、学務課の予算に関しまして、学務課長が欠席しておりますので、教育総務部長よりご報告をさせていただきます。

まず、2といたしまして、学校教育事務委託の継続につきましては、昭和52年の藤沢市の西部開発事業に伴い、この開発区域内にある堤1番地から110番地までの児童・生徒の義務教育の取り扱いについて藤沢市と協議し、開発の経過等から、同一の取り扱いとすることとしたもので、藤沢市に学校教育事務の委託とした経過があり、引き続き藤沢市に委託するものでございます。

次に3といたしまして、給食調理場新設工事につきましては、現在、学校給食共同調理場より配送を受けて給食を実施している今宿小学校におきまして、体育館の北側に単独の給食調理場を建設し、平成31年4月からの運用開始を予定しているものでございます。概要といたしましては、給食場部分は1階建て、エレベーター棟は4階建てとなり、最大で700食の提供を想定しております。建築工事、衛生設備や空調設備などの工事とともに備品や消耗品を購入し、給食調理場の整備に努めてまいります。なお、この今宿小学校の給食調理場の運用開始により、市内19校の小学校全てで自校式給食調理場が稼働することとなります。

続きまして、4といたしまして、要保護及び準要保護児童・生徒就学援助事業の継続でございます。この制度は、学校教育法第19条におきまして「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」とされていることから、対象の保護者に対して義務教育の学校教育に必要な経費の一部を援助し、安定した学習環境を整備するため支給するものです。また、文部科学省より、平成29年3月31日付で平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について（通知）が發布され、要保護児童生徒援助費補助金の予算単価、標準単価、国庫補助金限度単価が一部改正されたことと、前倒し資金について通知されたことにより、来年度予算に関しましてもその分を計上しているところでございます。来年度も、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、平等に学校生活を送っていただくために、さまざまな子供たちを取り巻く社会経済情勢、生活環境などの変化に対応した制度運用を引き続き進めてまいります。

続きまして、5、市費教員任用事業の継続につきましては、授業離脱や集団生活になじめず教室を飛び出してしまう児童・生徒など、学校におけるさまざまな課題に対応することが求められていることから、市費による教員の任用を行い、時間をかけて個別指導や支援を行ったり、ティームティーチング指導を行ったりするなど臨機応変な対応を行っております。また、経験の浅い教職員などへのアドバイスも行いながら、きめ細かい指導や支

援体制の構築を図り、児童・生徒の学習の質を高め、学校教育の充実を引き続き図ってまいります。

○教育政策課長 続きまして、6番、教育基本計画の推進を教育政策課よりご報告いたします。大きく2つございます。

まず1点目は、次期教育基本計画の策定でございます。現在の教育基本計画が平成32年度をもって計画期間を終了することから、平成33年度からの次の教育基本計画を平成30年、31年の2カ年をかけて策定するものでございます。

2点目は、ページをめくっていただきまして6ページ、教育基本計画の進行管理と教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価でございます。こちらは、教育基本計画審議会での委員の意見を踏まえた学識経験を有する者の知見を活用し、教育基本計画の進行管理と教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価を一体的に実施するもので、事務の内容、予算とも、例年どおりでございます。

○学校教育指導課長 続いて、7から11の5つの項目につきまして学校教育指導課長よりご報告いたします。

まず、7の学習支援及び生活支援の充実につきましては、特別支援教育の充実に向けて、通常級担当、特別支援学級担当、個別支援担当のふれあい補助員を29年度と同様に特別な配慮を必要とする児童・生徒に対して配置し、学習支援及び生活支援の充実を図ってまいります。

また、外国人英語指導助手活用事業につきましては、28年度から30年度までの3年間の業務委託契約をしております。契約内容については、30年度から小学校において学習指導要領改訂に向けて始まる先行実施への対応が可能な配慮事項を盛り込んだものとなっております。各小・中学校に配置する外国人英語指導助手を効果的に活用することで、小学校外国語活動及び中学校英語教育の充実を図るとともに国際理解教育の推進に努めてまいります。

さらに、各小学校に派遣している読書活動指導協力者につきましては、昨年度より年1回の連絡会を行っております。来年度も同様に開催し、各学校の取り組み状況について情報共有を行うことで、読書活動のさらなる充実を図ってまいります。

8の児童・生徒指導推進事業の充実につきましては、いじめ、暴力行為、不登校など、児童・生徒の問題行動等への即時的、重点的な対応を行っていくために、スクールソーシャルワーカーによる相談体制を充実させ、児童・生徒が置かれた環境への働きかけを丁

寧に行うとともに、関係機関とのネットワークの構築の強化に努め、事案の重大化、長期化の防止を図ってまいります。また、県教育委員会の事業により、昨年度に引き続き、小学校1校に配置されているスクールソーシャルワーカーにつきましても継続配置を要望し、連携の中で効果的な活用のあり方を研究してまいります。

茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会では、昨年12月から2年間の任期となる第2期の委員の皆様、年2回の定例会の中で、いじめの防止等のための調査研究に取り組んでいただいております。30年度も継続して調査研究に取り組んでいただく予定です。

続いて9の特別支援教育の充実につきましては、第一中学校のみんなの教室は、インクルーシブ教育システムの構築に向けたモデル事業として、今年度で3年が終わりますが、来年度継続して取り組んでいただく見通しとなっております。これまでの取り組みを踏まえ、特別な配慮を必要とする生徒への指導、支援の充実において、取り組みの成果と課題が市内各学校での取り組みに生かせるよう、情報発信と共有に取り組んでまいります。

あわせて、特別な配慮を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな教育の充実を図るため、今年度までに引き続き、専門性を有する臨床心理士と指導主事がチームを組んで、学校や保護者からの要請に応じて巡回相談を実施してまいります。

また、障害のある児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、望ましい人間関係を培い、積極的に社会に参加、自立しようとする意欲を育てるために、特別支援学級の校外学習等の支援に取り組んでまいります。

10の情報教育の充実につきましては、児童・生徒の情報活用能力を高めるための学習活動の充実に努めるとともに、各学校に配備しているICT機器の効果的な利活用のあり方についての研究を深め、一人一人の児童・生徒の学びの質を高める授業づくりを推進してまいります。また、ことしの9月に小学校教育事務用及び汐見台小学校教育用パソコンの配備がえについて計画どおり行うことができっております。

11の創意工夫教育支援事業の充実につきましては、各学校が学校経営計画に基づき、学校や地域の特性を生かした特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりを主体的に推進するための教育活動を支援してまいります。

○社会教育課長 では、社会教育課でございますが、まず7ページの12、社会教育の振興、14、文化財の保護と公開活用の2点につきまして社会教育課長より、同じページの13、公民館活動の充実につきましては松林公民館担当課長よりご説明申し上げます。では、初めに社会教育課長よりご説明申し上げます。

12、社会教育の振興に関しましては、これまでと同様、主に研修を前期に、講座を後期に実施してまいります。研修につきましては、関係職員を対象に4回、審議会委員を対象に1回実施してまいります。職員向けの研修のうち1回は社会教育主事会の企画運営により、また、1回は人権をテーマに実施したいと考えております。社会教育主事会による調査研究や社会教育関係団体の支援などにより、本市の社会教育を担う人材の育成、社会教育の推進力をより充実させていきたいと考えております。社会教育講座につきましては、市全域を捉えた課題解決をテーマに3回、また、寒川町との広域連携事業として共通のテーマで市町で各1回それぞれ実施し、地域の学習を支え、教育力の向上を担う人材育成となる社会教育の機会の拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に14、文化財の保護と公開活用に関しましては、市民共有の貴重な財産である文化財を適正な形で後世に継承するため、パトロール等の適正な維持管理を行います。また、平成29年7月に寄附を受けました旧藤間家住宅は、民俗資料館として平成30年から一部公開を進めてまいりたいと考えます。

下寺尾官衙遺跡群に関する保存整備については、保存活用計画に基づき用地購入、発掘調査、史跡内説明板の設置を行うとともに、活用に向けた整備計画の策定などのための経費を計上しております。また、弥生時代の環濠集落に係る新たな国史跡指定に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。文化資料館移転整備につきましては、(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業として用地購入を進めるとともに、民俗資料館との一体管理に向けた旧三橋家、旧和田家の改修設計を引き続き進めてまいります。

文化財の継承や保護意識の普及啓発を図るため、講演会、郷土芸能大会などにより、より広く市民の方へ文化財への理解を深め、協力をいただける環境づくりを進めてまいります。また、寒川町との広域連携事業を、文化資料館を中心に共通のテーマによる展示や講座を実施してまいります。ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業では、基礎講座や企画展、まち歩きなど、市民と協働で展開してまいります。また、平成28年度、29年度の2カ年での行政提案型協働推進事業で実施いたしました講座の動画配信及び事業PR事業をウェブサイト「Maruhaku TV」として継続し、多様な学びと活動発信の機会としてまいります。

続きまして、7ページの13、公民館活動の充実について、松林公民館担当課長よりご説明申し上げます。

○松林公民館担当課長兼館長 続きまして、13、公民館活動の充実につきまして、松林公

民館担当課長よりご説明申し上げます。

市内の5つの公民館では、地域の社会教育の拠点として、また、社会教育の役割であります人づくり、地域づくりを推進するため、社会的要請課題をテーマとした事業や子ども事業など5つの主要な事業を、各館の持つ特性を生かしつつ、地域の関係団体の皆様などと連携を図りながら、引き続き実施してまいります。また、こうした主催事業を通して市民の皆様が現代的課題や地域課題にみずから対応できる力を育み、公民館で学んだ成果を地域や子供たちなどに還元していただくとともに、あわせて公民館にご協力していただける新たな地域の人材の発掘などにも積極的に取り組んでいきたいと考えております。さらに、本年11月にイオン茅ヶ崎中央店と連携して開催いたしました公民館フェスタを初めとする公民館PR事業につきましても、広報紙やホームページなど既存の広報媒体のみならず、地元情報紙等を初めとするあらゆる広報媒体や関係機関などを活用しながら、引き続き5つの公民館で連携を図りながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

公民館活動の充実についての説明は以上でございます。

○体験学習施設準備担当課長　続きまして、15、青少年健全育成事業の充実から、8ページの17、（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業までにつきまして、青少年課体験学習施設整備担当課長よりご説明いたします。

青少年健全育成事業は、青少年健全育成の推進に大きく影響を与えます。主なものは、市内18小学校で児童が放課後に、体育館を中心に、地域の方が見守る中で遊ぶ小学校ふれあいプラザ事業の委託料、市内で開催している18カ所の青少年広場の除草委託料やフェンス、遊具の修繕料、子供の居場所として市内6地域集会施設に併設している子どもの家を管理する経費、子供たちをインターネットの有害情報から守る有害情報の監視や、子供を守る安全キャンペーン等の経費でございます。

16、青少年会館事業の充実につきましては、青少年会館及び海岸青少年会館の日常管理の上で必要な光熱水費や清掃、保守点検など委託料及び青少年や親子などを対象として開催している各種教室の経費でございます。

17、（仮称）茅ヶ崎公園体験学習施設整備事業につきましては、老朽化と耐震性能に大きな課題のある海岸青少年会館と福祉会館を複合化により再整備するもので、平成29年7月より建設工事に着手しており、30年11月に竣工、31年1月の開館に向けて整備を進めているものでございます。

青少年課からは以上でございます。

○図書館長 続きまして、18、図書館事業の充実について、図書館長よりご説明いたします。

図書資料につきましては前年度並みの資料費を確保し、一般向けから児童向けまで幅広く収集してまいります。図書資料購入予定冊数は、およそ1万6000冊となります。各種講演会、展示会等自主事業につきましては、来年度も、学んだ成果を生かす場として、市民団体等の連携により図書館の活性化に努めるほか、新しい利用者層の獲得に努めてまいります。

視聴覚資料につきましては、上映権つきDVDの収集を積極的に行うことで映画会の開催をしてまいります。

子ども読書活動推進計画に基づく諸事業につきましては、来年度もブックスタート事業やブックトーク事業など、学校を初め図書館以外の子供たちが集まる場所へ出向き、読書の喜びを伝えることを目標にしております。

○教育センター所長 続いて、19番から23番について教育センター所長より説明をさせていただきます。

19、調査研究の推進につきましては、教育課題、成長発達、授業改善の分野で8つの研究員会を設置し、それぞれ8回の研究員会を開き、研究を進めてまいります。

また、年2回の調査研究推進委員会を開催して、スーパーバイザーの東京大学大学院教授、藤村宣之先生へ研究の進捗状況を報告し、指導、助言をいただき、研究の目的と手法の明確化に努めるとともに、教育基本計画の質の高い学びの実現に向けて効率的な推進が図れるようにしてまいります。

20、幼児期の教育に関する基礎研究・研修の推進につきましては、学識経験者や専門分野の研究者等と連携を図り基礎研究を推進するとともに、市役所のほかに保育園、コミュニティセンター、公民館など、市内各地域のより身近な会場で開催する出前講座等、多様な講座を保育課や青少年育成推進協議会と連携し、開催し、子育て・子育てや家庭教育の充実を支援してまいります。

21、教職員研修の充実の部分では、初任から4年経験者までの若手職員の継続した研修の充実とともに、臨時的任用職員の訪問研修や、学校からの要請に対応する要請訪問研修を継続し、各学校のニーズに合わせ、研修を展開してまいります。あわせて、学習指導講座において、質の高い授業づくりに関する校内研修の支援、場の提供を行ってまいります。

22、青少年教育相談の充実につきましては、青少年教育相談室の電話相談や面接相談を継続、充実してまいります。学校においては、スクールカウンセラーや心の教育相談員を配置するとともに、相談員の研修を行い、各学校の相談体制の充実につなげてまいります。

23、適応指導教室の充実につきましては、通室してくる児童・生徒の社会への適応力を高めるために、ソーシャルスキルトレーニングの実施や、大人とのかかわりや社会での経験を深めるために社会見学や体験教室を継続し、内容を充実させてまいります。また、通室生にかかわる指導員への研修を心理、医療の両面で継続し、よりよい指導を目指してまいります。

○神原教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 では、私から2つ質問いたします。

1つは、まず7の学習支援及び生活支援の充実に関してです。小学校で5、6年生ですか。英語が教科になると聞いております。現場は大変不安を抱いていると思うんですけれども、本市ではどのように進めていかれる予定でしょうか。

○学校教育指導課長 32年からの学習指導要領の改訂に向けて、今、本市では、1つは情報の提供ということで、学校に最新の情報を提供しております。指導主事が講師となり、学校の依頼を受け、これからどういう形で進めていけばいいのか、その具体も含めて発信をしているところでございます。また、ここにもありますが、外国人英語指導助手活用事業を活用しまして、小学校5、6年生、それから3、4年生についても手だてをしていかなければならないところもございますので、そこに対応ができるように、今いろいろ予算も含めてお願いしているところでございます。

○赤坂委員 ありがとうございます。やっぱりこれは本当に大変なことで、各学校独自でやってくださいではできないと思いますので、どうぞ今のように力強くリードしていただきますようお願いいたします。

もう一つ質問ですが、21、教職員研修に関してです。これは、新任の校長先生や新任の教頭先生に関する研修は本市ではあるのでしょうか。

○教育センター所長 本市での新任の校長先生、教頭先生の研修は、学校教育指導課で担当しております。県の研修について、教育センターが窓口になりまして、事務的な手続はセンターで行っております。

○教育指導担当部長 市の新任校長、新任教頭の研修につきましては、私のほうから年2回ずつ研修を行っているところでございます。

○赤坂委員 どういう内容でしょうか。

○教育指導担当部長 やはり管理職としての学校経営に関する内容です。その中で主に、危機管理、学習支援、生徒指導等について、総括的な指導助言をしております。

○赤坂委員 ありがとうございます。2回も行っていただいて、ありがたいです。校長先生方は、特に新任の校長先生、教頭先生は、部長がおっしゃったように危機管理をどうしたらいいのか悩んでいる方もおられるみたいで、具体的な事例、例えば何か職員が事故があったとか、そのときにどうしたらいいのか、そういったことはやっぱりわからないといえますか、まだまだはっきり理解できていない方もおられるようですので、具体的な事例でどうぞ研修をしていただきますようお願いいたします。

○教育指導担当部長 そこら辺に関しましては、教職員担当課長とも連携を図りながら、市内、県内で起きているような具体的な事例も挙げながら、1つの学校で起きたことはどの学校でも起こり得るのだということを丁寧に発信していくつもりでございます。

○赤坂委員 よろしくをお願いします。

○伊藤委員 幾つかあるのですけれども、まず1つは、7にふれあい補助員、それから8にスクールソーシャルワーカー、9に特別支援教育相談員、22番にはスクールカウンセラー、心の教育相談員という言葉が出てきています。これらの方たちを活用するのは非常に大事なことだと思いますし、そういう方たちが配置されているのはすばらしいと思うんですけれども、やっぱり有効に活用されるために、誰かが中心にならなければいけないと思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○学校教育指導課長 学校の中では、校長は、当然リーダーシップをとるのですが、コーディネーターがおりますので、コーディネーターを中心に、そのお子さんたちや、例えば学級の状況であるとかそういうものを見ながら、こちらのほうと連絡をとっております。また一方で、児童・生徒指導の担当者もおりますので、校内での連携とこちらとの連携というところで、うまく活用していただいているかと思います。学校教育指導課、それから教育センターの支援については、それぞれの担当の指導主事が連携をとり、状況も共有しながら、どう連携をとっていくと、より有効につながることができるかというところについては検討を進めているところでございます。今年度に入って、1つの研修会で双方にかかわるような情報発信をしておりますので、先生方にもその状況を把握していただいて、有

効活用していただければと考えております。

○伊藤委員 ありがとうございます。多様な人材が用意されていて、それを有効に十分に活用されているというのはすばらしいと思いました。

あと、外国人英語指導助手はもう既に配置されているんですよね。どんな感じでしょうかみたいなアンケートはとっていらっしゃるのでしょうか。というのは、質の問題というか、言葉を選ばなきゃいけないですけども、どうでしょうかということがあると思いますけれども。

○学校教育指導課長 外国人英語指導助手、ALTと学校のほうで呼んでおりますが、インタラックというところと契約をして、指導者として教育を受けた皆さんに学校に入らせていただいております。学校で実際にかかわっていただく中で、いろいろ要望の声は担当課でも把握をしておりますし、それは契約をしている会社にも伝えるようにしております。そういう意味では、学校のニーズも伺いながら、ただ、契約の範囲というものがありますので、そこを調整をしながら進めていくというところで、おおむね今の時点でとても困ったというお話はない状況でございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。8番のところで「関係機関とのネットワークを強化する」ということが書いてあるんですけども、これはすばらしいことだと思うんですけども、例えばどういうことになりましょうか。

○学校教育指導課長 例えば、1人のお子さん、それからその背景にあるご家庭も含めた事案に対応していく中で、中央児相、家児相などのかかわりであるとか、逆に、場合によっては警察との連携が必要になるようなケースだとか、また、DVという話になると、今度は男女共同参画課などとの連携も必要になってまいります。そういう意味で、スクールソーシャルワーカーは、いろいろなところとつなぎをつくりながら、場合によっては他市町の相談員さんとの連携を図りながら進めているケースもございます。そういう意味合いでは、必要に応じた広い範囲での関係機関とのネットワークと捉えていただければと思います。

○伊藤委員 あと9ですけども、「インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別な配慮を必要とする生徒へ」と書いてあるんですけども、これはみんなの教室のことがあるので、児童・生徒ではなくて生徒というふうにされているのでしょうかということと、もう一つは、特別な配慮を必要とするという表現が、例えば文部科学省が19年に出した通知だと、特別な支援を必要とするというような言葉になっているんですけども、あえて

これは配慮を必要とするという形なのか、それとも支援という言葉に変えてもいいのか、その辺がちょっとよくわからないのですけれども、2点のところではいかがでしょうか。

○学校教育指導課長 まず、1点目に今ご指摘のありました生徒へのというのは、みんなの教室にかかわるところでという捉えをしていただければと思います。私どもとしては、児童・生徒全てを対象として考えております。

2点目の特別な配慮を必要とするという表現につきましては、県の表現なども踏まえてこの形を使っておりますので、そうしていくことになります。

○伊藤委員 ありがとうございます。

あと、15のところの有害情報の監視というのは、これは非常に大事なことかなと思っているのですけれども、どのような感じで監視されるのでしょうか。

○青少年課長 うちのほうで月に13日程度、嘱託員がインターネットのブログとか書き込みも監視しております。

○伊藤委員 あと2点よろしいでしょうか。

○神原教育長 どうぞ。

○伊藤委員 20のところの「幼児期の教育」ということがあるんですけれども、これは幼稚園のことをおっしゃっているわけではなくということですね。だから、対象は、いわゆる幼児ということを対象にされていて、それは教育センターさんのほうで実施すること、対象は今保護者の方とかいうこともおっしゃっているんですけれども、その辺の対象とかというのはどうでしょうか。

○教育センター所長 幼児期の家庭教育の講座、講演事業につきましては、生まれた乳幼児期から幼児期を中心にして就学期、そして、現在は特に青少年育成推進協議会の共催をいただいている部分では、思春期までを入れて、保護者、それから教職員、推進協の場合には地域で子供のことににかかわってくださっている方、一般の市民という形ですね。そのような全部を対象にして講座を開いております。

○伊藤委員 広くて大変かなと思うんですけれども、幼児期の教育は非常に大事かと。豊嶋先生がいらっしゃるのに私が言ってもあれですけれども、大事かなと思いますので、非常にありがたいなと思います。

最後ですけれども、23のところ「不登校状態にある児童・生徒」という言葉が出てくるのですけれども、平成17年でしたか、不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）が出ているんです

けれども、例えばこういう不登校の状態のお子さんの支援において、ITを使って支援をしていこうとかいうことは、ここの中では入ってこないということでしょうか。

○教育センター所長 あすなろ教室（適応指導教室）では、現在、ITというところは扱っておりません。基本的に、何らかの理由で不登校の状態になっている児童・生徒に対して、特に人間関係の改善とか自立心の確立、情緒の安定、基本的な生活リズムをつくるということで、先ほどお話ししたとおり、ソーシャルスキルトレーニングとかそういうものを臨床心理士がすることによって、学校へ復帰を目指していく。あと、学習支援については、それぞれの児童・生徒が学校でもらったプリントとか、家庭で用意されたような学習教材をもとにして個別に学習をしているというところ です。

出席については、あすなろ教室に通室した場合には、学校のほうで出席の扱いにさせていただくというふうに学校をお願いしているところです。

○伊藤委員 いろいろとありがとうございました。

○城田委員 社会教育課にお願いというわけではないんですけども、先日の七堂伽藍跡建碑60周年記念のシンポジウムに参加させていただきまして、その中で小出小学校と鶴嶺小学校が遺跡の件に関しまして社会教育課から出前授業をして、大変すばらしい授業をしているという報告がありました。その中で、社会教育課としては、依頼があれば行きますよという形で、積極的に自分たちが売り込んでいるということはありませんみたいな報告があったんですけども、できれば積極的に売り込んでほしいなと思っていますし、教育センターとしての事業改善の中にも取り込んでいただいて、そういった社会教育課とコラボした事業を市内に進めてほしいなとそのとき感じました。ぜひそういったことも、今後、予算が厳しく人材も厳しいところだと思うんですけども、そういった人材が出向けるような環境もつくっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

○社会教育課長 今ご指摘がありましたように、社会教育課では、ご要望があればさまざまな事業について進めているところですが、なかなか学校もカリキュラムの中でどういふふうにやったら有効かというのは難しい部分もありますので、委員おっしゃったように、どうしても待ちの部分もあると思います。その中で、例えば社会教育課がこういうことをやっている、こういう事業があるので、こういうものを行っているので、学校の中で活用できるのではないかとか、また、実際に活用している事例が、こういうものがあると情報提供のあり方からスタートして、さまざまな可能性を探っていければと思っております。

○城田委員　そうですね。アンケートの中ではそういったことを社会教育課がやっていることを知らなかったという先生が半分以上いらっしゃるとか、そういうのが現実だと思いますので、ぜひ発信をまずはしていかないと、せっかくのいいことも知らずに終わってしまうともったいないと感じます。よろしくをお願いします。

○豊嶋委員　伊藤委員が先ほど15のインターネットの有害情報のご質問があったんですけども、私は、乳幼児の保護者の方たちから、メールづけで保護者の中でのいじめがあるようなこともお聞きしている状況になっていて、それを見ている子供たちも、ゲームをしたり、私も詳しくないんですけども、いろいろなそういうことでいじめがあったり、あと、やはりコミュニケーションが不足してしまったり、生の体験ができなかったりとか、そういうことをすごく問題に感じているんです。青少年健全育成事業の中で生の音楽会を聞かせていただいたり、イオンで影絵とかをされていたのを見たりしたんですけども、そういったことで生の体験、自然体験などにも向けられるような計画も大事ですし、小学校、中学校でインターネットとかスマホといったものの弊害を話される機会はあるのでしょうか。

○学校教育指導課長　後段の小学校、中学校での取り組みということについて説明させていただきます。

茅ヶ崎市内の全32校で、情報モラル教室というのを行っております。発達段階に応じて子供たちに伝えなければならないことは変わってきますけれども、その状況に応じた、大体こちらのほうで把握しているスマホ、携帯を持ち始めるのが、最近少し早まって、3、4年生も少し、でも5、6年生から増え始め、中学校に入るとそれが急にふえるというような状況もありますので、扱わないということにはならないということで、扱い方も含めて、安全性への配慮だとか、それを使った関係性のつくり方であるとか、そういうところについては子供たち、それから学校によっては保護者に対しても同じような取り組みをしているところでございます。

それから、教育委員会から、おたすけネットという広報紙があります。月ごとに情報モラルの大事な部分について掲示をしていただいたり、学校の配布物として印刷して配れるような資料も提供させていただいておりますので、そういうものを通して周知、指導、助言を行っているところです。

○豊嶋委員　ありがとうございました。

○神原教育長　よろしいでしょうか。

それでは、本件は、現在、市長部局と予算折衝を進めているところでございます。特に
ご意見等がなければ、各担当事務局の方々には引き続きご努力をいただくということで、
教委報告第30号平成30年度教育予算の重要事項についての報告を終わりたいと思います。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。これをもちまして本日の定例会を終了いた
します。

午後 3 時49分閉会